

外来生物法のしくみ

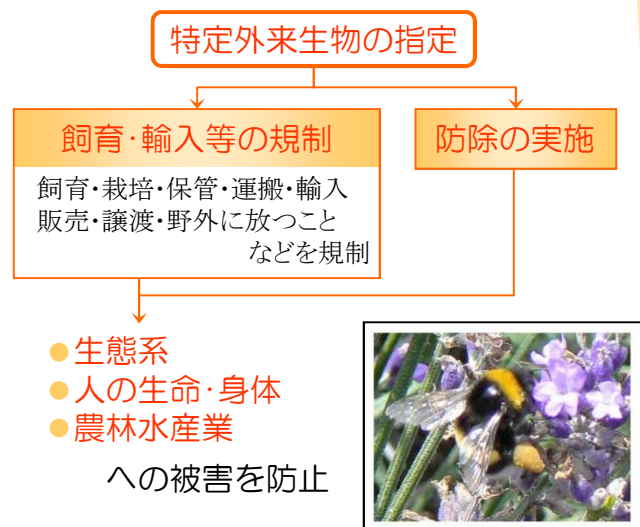
外来生物法とは

正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」というもので、特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としています。

特定外来生物とは

もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものを特定外来生物として指定し、**飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入**などが原則として禁止されます。

輸入が禁止されることで、国外からの特定外来生物の侵入を防ぎ、飼育や運搬などを禁止することで国内における特定外来生物の拡散を防ぎ、既に定着（帰化）しているものについては、必要に応じて防除が行われます。



▲セイヨウオオマルハナバチ

外来生物被害予防 3原則

～侵略的外来生物による被害を予防するために

1. 入れない

～悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない

2. 捨てない

～飼っている外来生物を野外に捨てない

3. 拡げない

～野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない

外来生物は人間生活と密接にかかわりを持っていることが多く、その問題は日常生活に密着した問題であるため、国民の皆様一人一人のご理解と適切な対応が求められています。

外来生物に関わる際には、この原則を心にとめ、適切な対応とご理解・ご協力を、切にお願いします。

生き物を飼育する場合は、その生き物の寿命、成長したときの大きさ、生態といったことを十分調べた上で、責任を持って終生飼育してください。

お問い合わせ先

最寄りの地方環境事務所等の野生生物課

北海道地方環境事務所	TEL: 011-299-1950
釧路自然環境事務所	TEL: 0154-32-7500
東北地方環境事務所	TEL: 022-722-2870
関東地方環境事務所	TEL: 048-600-0817
中部地方環境事務所	TEL: 052-955-2139
長野自然環境事務所	TEL: 026-231-6570
近畿地方環境事務所	TEL: 06-4792-0700
中国四国地方環境事務所	TEL: 086-223-1577
高松事務所	TEL: 087-811-7240
九州地方環境事務所	TEL: 096-214-0311
那覇自然環境事務所	TEL: 098-858-5824

詳しくは...

<http://www.env.go.jp/nature/intro/3breed/reo.html>

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
 電話: 03-5521-8344
 FAX: 03-3504-2175

外来生物法ホームページ

<http://www.env.go.jp/nature/intro/>



～特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律～

外来生物法

環境省・農林水産省

外来生物の
飼育・販売に
ご注意ください

▼キョクトウサソリ科



ボタンウキクサ
▼(ウォーターレタス)



ウシガエル▲



▲チョウゴクモクスガニ(上海ガニ)

外来生物とは

もともとその地域にいなかったのに
人間活動によって海外から入ってきた生物のことを指します。

外来生物は、私たちの生活に大変身近なものとなっていて

日本の野外に生息する外来生物の種の数

わかっているだけでも2,000種を超えています。

これらは、意図的・非意図的に関わらず、日常的に外国などからやってきます。

外来生物の中には、農作物や家畜、ペットのように

私たちの生活に欠かせない生物もたくさんいます。

一方で、定着（帰化）している・していないに関わらず

地域の自然環境などに大きな影響を与えるものもいて

これらを侵略的な外来生物といいます。

外来生物法では

生態系、人の生命・身体、農林水産業に

悪影響を与えるもの、与えるおそれのある侵略的な外来生物を

特定外来生物として指定し

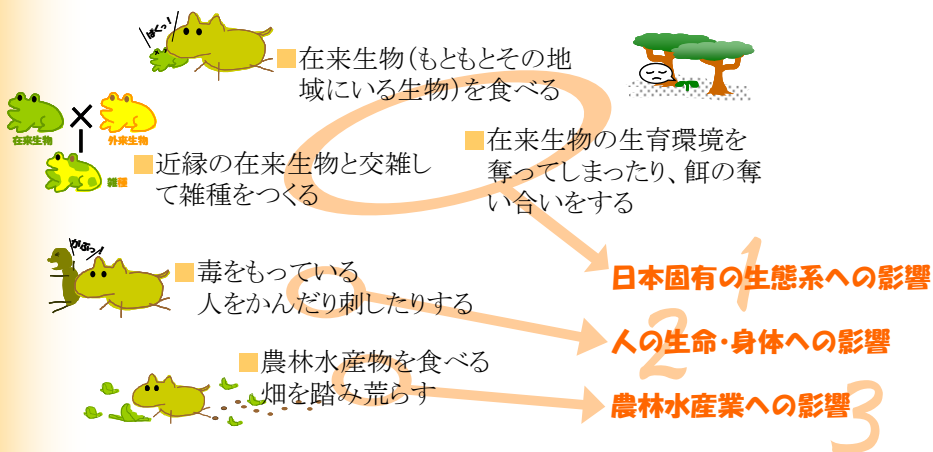
飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などを規制すること

野外にいる特定外来生物の防除を進めることで

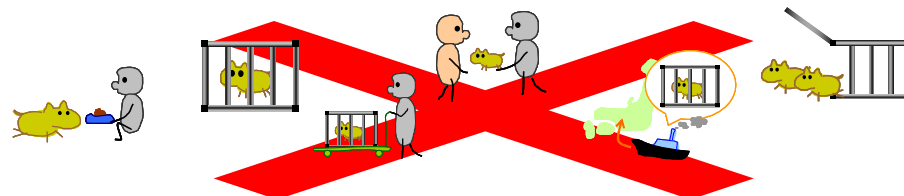
侵略的な外来生物の被害を防止することを

目的としています。

外来生物が引き起こす3つの悪影響



特定外来生物は飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つこと



などが原則として禁止されます

※これらの項目に違反した場合、最高で個人の場合3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科されます

特定外来生物のリスト

哺乳類	フクロギツネ、ハリネズミ属、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、ヌートリア、クリハリリス(タイワンリス)、タイリクモモンガ(エゾモモンガを除く)、トウブハイロリス、キタリス(エゾリスを除く)、マスカラット、アライグマ、カニクイアライグマ、アメリカミンク、ジャワマンギース、シママンギース、アキシシジカ属、シカ属(ホンシュウジカ、ケラマジカ、マケシカ、キュウシュウジカ、ツシマジカ、ヤクシカ、エゾシカを除く)、ダマシカ属、シゾウ、キョン
鳥類	ガビチョウ、カオジロガビチョウ、カオグロガビチョウ、ソウシチョウ
爬虫類	カミツキガメ、 <i>Anolis allogus</i> 、 <i>A. alutaceus</i> 、 <i>A. angusticeps</i> 、グリーンアノール、ナイトアノール、ガーマンアノール、 <i>A. homolechis</i> 、ブラウンアノール、ミドリオオガシラ、イヌバオオガシラ、マンゴロープヘビ、ミナミオオガシラ、ホウシオオガシラ、タイワンスジオ、タイワンハブ
両生類	プレーンズヒキガエル、キンロヒキガエル、オオヒキガエル、アカホシヒキガエル、オークヒキガエル、テキサスヒキガエル、コノハヒキガエル、キューバスツキガエル(キューバアマガエル)、コキーコヤスガエル、ウシガエル、シロアマガエル
魚類	チャネルキャットフィッシュ、ノーサンパイク、マスキーパイク、カダヤシ、ブルーキール、コクチバス、オオクチバス、ストライプトバス、ホワイトバス、ヨーロッパパーチ、パイクパーチ、ケツキョ、コウライケツキョ
両・サリ類	<i>Atrax</i> 属、 <i>Hadronyche</i> 属、 <i>Loxosceles reclusa</i> 、 <i>L. laeta</i> 、 <i>L. gaucho</i> 、セアカコケグモ、ハイロコケグモ、ジュウサンボシコケグモ、クロコケグモ、キョウトウサリ科
甲殻類	<i>Astacus</i> 属、 <i>Cherax</i> 属、モクスガニ属(モクスガニを除く)、ウチダザリガニ、ラスティークレイフィッシュ
昆虫類	テナガコガネ属(ヤンバルテナガコガネを除く)、クモテナガコガネ属、ヒメテナガコガネ属、セイウオオマルハナバチ、ヒアリ、アカミアリ、アルゼンチンアリ、コカミアリ
軟体動物等	カワヒバリガイ属、クワガガイ、カワホトギスガイ、ヤマヒタチオビ(オカヒタチオビ)、ニューキニアヤリガタリクウズムシ
植物	オオキンケイギク、ミスヒマワリ、オオハンゴンソウ、ナルサワギク、オオカラヂシャ、ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドリメグサ、アレチウリ、オオアサモ(ハロツフェザー)、 <i>Spartina anglica</i> 、ホトタニキクサ(ウォーターレース)、 <i>Azolla cristata</i>

平成23年7月1日現在

お知らせ

- 学術研究、展示などの目的で特定外来生物の飼育等をしたい方は、あらかじめ主務大臣の許可の申請を行う必要があります。
- ペット・観賞の目的で特定外来生物の飼育等をする事は禁止されています。しかし、特定外来生物に指定された時、既に飼育等をしていた個体に限り、許可を得て飼育等を行うことができます。その場合、指定後半年以内に許可の申請を行う必要があります。
- 特定外来生物以外にも「未判定外来生物」、「種類名証明書の添付が必要な生物」については、輸入に制限がかかります。
- 手続きなどの詳細につきましては、最寄りの地方環境事務所等までご連絡ください。